

甲第 131 号証

日朝交渉 課題と展望

姜 尚 中
水野直樹 編
李 鍾 元



岩波書店

植民地支配の清算をどのように形にするか

水野直樹

平壤宣言と過去の清算

小泉純一郎首相と金正日総書記の会談、日朝平壤宣言から三カ月が過ぎた現在(二〇〇二年二月)、過去の清算・克服に関わる問題は、日本人拉致問題、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)の核兵器開発問題の影に隠れてしまった観がある。日本の朝鮮植民地支配に関わる歴史の清算は、日朝国交正常化と和解のために解決しなければならない課題の一つであることは、日朝双方が政府レベルでも国民レベルでも認めている。にもかかわらず、それに関する議論がほとんどないというのは、異常といえるべきであろう。国交正常化交渉が頓挫を来している現状では、歴史問題について日朝政府間で具体的にどのような協議がなされているのかを知ることができない。

しかし、この問題が日朝国交と友好関係を築くためには避けて通れない課題である以上、これをどのように考えるかを整理しておくことは大切なことである。問題点を検討し、私なりの考えを提示しておきたい。

日朝平壤宣言では、過去の植民地支配の問題について、次のように書かれている。

「日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け

止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した」(二項)。

小泉首相が金総書記との会談で述べた言葉も、これとまったく同じである。これに対して、金総書記は「過去の歴史認識に関する総理の発言を理解し、また十分に受け入れられる」と応じた。

この宣言と会談によって、歴史の問題は大筋で解決したと見るべきであろうか。確かに国交正常化という課題に限っていうなら、この線で双方が折り合いをつけることも可能であろう。しかし、日本の植民地支配によって実際に被害を受けた人々への補償や歴史的事実の解明、そして国民レベルでの歴史認識などを問題とするとき、平壤宣言・会談で十分な解決がなされたとは言い難い。残された課題、日朝間で協議すべき問題はまだまだ多いと言わねばならないのである。

被害者補償の問題

歴史に関わる問題でもっとも大きなものは、いうまでもなく日本の植民地支配と戦争によって被害を受けた人びとに対する補償をどのようにするのか、という問題である。平壤宣言では、これを「経済協力方式」で解決し、財産および請求権を相互に放棄するとしている。一九六五年の日韓基本条約と同じ方式である。

しかし、日韓条約によって解決したとされる補償問題が、その後、被害者自身の告発や資料の調査・発掘によってあらためて提起され、多くの訴訟が起こされたことは、よく知られるとおりである。これが日韓の間の歴史認識のギャップ、友好関係の停滞の原因となったことも否定できない。そのため、日本政府は一九九〇年代に入って、従軍慰安婦とされた女性に対する「償い金」などを提供する「女性のためのアジア平和国民基金」を設けたり、歴史の共同研究を行ったりするなどの新たな措置をとらねばならなかった。

このような経緯を想起するなら、平壤宣言で補償問題が解決するとは考えられない。北朝鮮政府は従来の日朝交渉で賠償・補償を求めていたが、小泉・金会談ではその立場を変え、「経済協力方式」に合意した。しかし、北朝鮮の立場が変わったとしても、被害を受けた人びとへの補償はもとより、過去の歴史を克服するためには、経済協力だけでは不十分であろう。

戦争と植民地支配によって被害を受けた人びとの傷を癒すことは、日本の敗戦から半世紀以上が経過した今、ほとんど不可能なことになってしまったといえるかもしれない。しかし、不可能だからといって放置することは、歴史に正面から向き合うことを避けるに等しいことである。

「損害と苦痛」を与えた事実を説明し、それに対する認識を深めるとともに、被害者に対する直接の補償を何らかの形で行なえないであろうか。従軍慰安婦、強制連行被害者、あるいは独立運動弾圧の被害者などに対する包括的な基金を作り、事実の解明・公表、そして補償を実施する案を検討してよいのではないか。これを日朝共同で運営することによって、歴史に対する認識を共同で深めることができるであろう。もちろん多くの困難が予想されるが、北朝鮮の現体制への援助だという批判が多い経済協力とは切り離して、このような作業が和解のためには必要である。

文化財の返還と歴史認識

日朝平壤宣言には、「双方は、在日朝鮮人の地位に関する問題及び文化財の問題については、国交正常化交渉において誠実に協議することとした」と記されている。これらの問題について、首脳会談開催までに両国政府間でどのような協議がなされたのか、そしてその後話し合いが行なわれたのか、などは明らかでないが、問題を整理しておきたい。

まず、文化財の問題について考えてみよう。

これは、明治以降、日本が朝鮮を侵略し、植民地として支配した期間に朝鮮から持ち出した文化財に関わる問題である。一九六五年の日韓基本条約に際しても、「文化財及び文化協力協定」が結ばれ、日本が韓国に美術品・典籍など約一二〇〇点を引き渡すことで合意したという前例を踏襲するものである。しかし、日韓条約交渉において、これらの文化財は朝鮮から略奪されたものという韓国政府の主張に対して、日本側は略奪品ではなく購入などによって合法的に入手したものであるという立場を変えなかった。最終的に、「文化協力」の一環として、いわば日本側の「好意」で引き渡すという形で決着した。

今回の日朝国交交渉で日本側はどのような態度を取るのだろうか。平壤宣言の文言ではその点が明確でない。日韓条約の際と同じ立場を取り続けるなら、宣言に記されている「痛切な反省と心からのお詫び」とは矛盾することになるのではないだろうか。

実際上の問題として、北朝鮮に返還すべき文化財として、どのようなものがあるのだろうか。典籍などの歴史的文献、陶磁器などの美術品も数多くあると思われるが、現在の北朝鮮の地域から持ち出されたことがはっきりしている文化財に限って考えると、例えば次のようなものがある。

現在靖国神社境内に立っている「北関大捷碑」は、豊臣秀吉の朝鮮侵略(文禄・慶長の役)の際、秀吉軍と戦った朝鮮の義兵(民兵)を記念して、一八世紀初め、現在の北朝鮮の領域にある咸鏡北道吉州郡に立てられた石碑である。日露戦争時に朝鮮に進駐した日本軍が持ちかえったものといわれる。もともと特定の所有者がいたものではなく公共的な記念碑であったから、代価を支払って持ち出したとは、とうてい考えられない。「戦利品」として略奪してきたものと批判されても、否定できないものである。

平壤市内とその近郊にある古代の古墳や土城(官庁跡)は、中国の漢がここに置いた楽浪郡の存在を示す遺跡・遺物と考えられている。北朝鮮の歴史学界では、楽浪郡とは別に楽浪国という朝鮮の古代国家が存在したものと見なされているが、その学説の当否はおくとして、楽浪の遺跡・遺物が朝鮮の文化財であることは否定できない。植民地時代に日本の考古学者はこれら古墳・土城の一部を発掘して多くの遺物を掘り出した。出土品の多くはソウルと平壤の博物館に収められたが、一部は日本に持ち出され、今も東京大学の収蔵庫に保管されているといわれる。歴史研究のためだとはいえ、これも一種の文化財略奪である。

このように北朝鮮地域から持ち出された文化財を返還することは当然のことであるが、単に返還すればすむというものではない。文化財が日本にもたらされた経緯がどういうものであったか、それによって日本人の側が何を意図していたのか、などの問題を考えることそのものが歴史認識にとっては重要なことであろう。

在日朝鮮人の地位

平壤宣言で協議を取り極めた在日朝鮮人の地位の問題も、植民地支配に関わることがらである。これについて詳しく論じる余裕はないが、二つの点だけ指摘しておきたい。

第一に、現在日本に住む朝鮮人(韓国籍の人も含む)は、日本の植民地支配という歴史の中で日本に在住するようになった人びととその子孫であるということを、法的および社会的な地位を考える上で明確にしておかねばならない。在日朝鮮人の存在と植民地支配の関係は常識といえることだが、往々にして誤解されている面もある。強制連行の結果、多くの朝鮮人が日本に住むようになったと考えている人がいる一方で、強制連行された人びとは日本の敗戦直後にほとんど帰国したから、在日朝鮮人の大半は強制連行によって日本に来ることになった人びととその子孫とはいえ

ない、と主張する論者もいる。後者の見方は、強制連行ではないから特別な地位を与える必要はない、という主張につながる。確かに、在日朝鮮人の存在をすべて強制連行に結びつける見方は誤りであろう。しかし、朝鮮人が日本に渡航することになったのは、日本の支配によって朝鮮社会が大きな変化をこうむり、その結果として朝鮮から押し出されたと思なければならぬ。その際、日本への渡航が自発的であったか、強制されたものであったかは、問題ではない。日本の植民地支配そのものが朝鮮半島から大量の人びとが離散するという結果を招いたことを認識しなければならないのである。

第二に、冷戦の時代において、在日朝鮮人（とりわけ朝鮮籍の人々）に対して日本政府が抑圧的な政策を取ってきたことを想起しなければならない。朝鮮戦争前後の時期には、朝鮮人団体を強制的に解散させ、その財産を没収するなどの措置を取ったこともある。日韓条約締結以後、一九八〇年代まで朝鮮籍者は在留資格において韓国籍者と異なる扱いを受けてきた。民族学校の処遇の点では、国立大学の受験資格、寄付金の免税措置などの面で、今なお日本の学校とは異なる差別的な扱いを受けている。これらが冷戦時代の産物であり、国際人権規約などにも反するものであることは、繰り返し指摘されている。

日本の国家と社会が在日朝鮮人に対してとってきた姿勢を根本的に改めるためには、このような歴史に対する認識を持つことが必要であろう。

歴史認識の問題をどうするか

日本と韓国との間でも歴史認識には相当の距離があることは、二〇〇一年の歴史教科書をめぐる問題でも明らかになったことである。しかし、近年では日韓の歴史研究者や教育者の交流が盛んになりつつある。歴史教科書問題が起

こった際には、韓国のマスコミも、日本には侵略や植民地支配の歴史を反省しなければならぬと主張する市民、研究者が存在していることを伝えた。韓国やアジア諸国の人々と交流し、歴史認識についても相互討論しようとする多くの日本人がいるという見方が韓国で広がることは、歴史をめぐる日韓の問題の解決にもよい影響を与えるものであろう。

しかし、振りかえってみると、日韓の歴史研究者が交流し自由に相互討論をすることができるようになったのは、日韓の国交正常化から二〇年、三〇年もたってからである。韓国で軍事政権が続き、歴史研究が自由にはできなかったという理由もあるが、それだけ不信感も強かったと考えるべきではない。韓国においてその不信感は今も続いている。それはなぜなのか。日本の為政者が真に植民地支配を反省していない、植民地支配の歴史の解明にも後ろ向き姿勢しか示していない、と考えられているからであろう。

北朝鮮との国交正常化交渉が順調に進むとしても(今のところその可能性も低くなっているが)、歴史認識の問題では日本側が相当の「誠意」を示さなければ本当の意味で解決したということにはならない。金正日総書記がいくら「過去の歴史認識に関する総理の発言を理解し、また十分に受け入れられる」と述べたとしても、真の解決にはならない。日韓の間で起こったことを日朝間でも繰り返す恐れは大きい。

日韓の間では国交正常化から四半世紀たってようやく歴史の共同研究が始まったが、日朝間では国交正常化と同時にそのような取り組みがなされてよい。もちろん日本の歴史研究と北朝鮮とのそれとの間には、きわめて大きな見解の相違があり、共同研究はおろか相互討論も困難ではないか、という意見もある。しかし、見解の相違が大きければ、それだけいっそう交流と相互討論の必要性は大きいというべきである。場合によっては、現在進められている日韓の共同研究の場に北朝鮮の研究者を加える形にしてよいかもしれない。

歴史資料の提供を

このような共同研究、相互討論の場を積極的に作り出す努力とともに、歴史研究の基礎となる資料の公開、提供という問題も考えるべきであろう。これは北朝鮮に対してだけの問題ではない。

日本と朝鮮との歴史的關係に関わる資料を隠すことなく公開し、歴史研究、歴史認識の素材として提供することが重要である。歴史認識をめぐる問題で日本に対する不信感が韓国でいまなお強いのは、この点と関連している。日本政府は都合の悪い資料を隠しているのではないか。そのような見方が韓国では強い。従軍慰安婦の問題をめぐる日本政府の対応を考えれば、そのような見方は必ずしも外的外れでない。慰安婦の存在は日本軍や政府とは無関係としていた政府の見解が、慰安婦の徴集や管理に軍・政府が関与していた資料が発見されると、関与を認めざるを得なくなつたという経緯からして、日本政府は資料を隠している、と見られてもしかたがない。

日朝間の国交が正常化されるなら、それを期に日本政府は朝鮮侵略と植民地支配に関わるすべての資料を公開し、その複製をつくって北朝鮮および韓国に提供すべきである、と私は考えている。なぜなら、とりわけ植民地支配に関わる資料は、朝鮮民族の歴史そのものを解明するために不可欠なものだからである。一九一〇年の韓国併合後、すべての政治権力を掌握した日本当局は、朝鮮人の抵抗を抑えただけでなく、そのような抵抗の歴史を記録すること自体を抑圧したため、朝鮮人の抵抗の歴史を記した資料は、例外はあるにせよ日本側のものが残っているだけといっても過言ではない。抵抗の歴史にかぎらず当時の状況全般が日本側によって記録されるほかなかったのである。とするなら、日本側が作成したものとはいえ、それらの文書は朝鮮民族の歴史資料そのものなのである。

朝鮮総督府が存在していた韓国には関係文書がある程度残っているのに対して、北朝鮮にはそのような資料はほと

んど残っていないと見られる。朝鮮戦争による破壊・散逸もあったため、北朝鮮では植民地時代の歴史を再構成するための資料が決定的に不足していると言っている。このような事情を考えるなら、歴史資料の提供は大きな意味をもつものなのである。

日本政府が「過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明」という立場に立つなら、それを言葉だけにとどめず、実際の行動によって示さなければならぬ。そのために、植民地支配の歴史を明らかにする歴史資料を全面的に公開し、南北朝鮮側にその複製を提供することをしてもよいのではないか。歴史をめぐる不信感を払拭するためには、まっさきになすべきことであろう。

日朝交渉を進めるために

以上述べてきた諸課題は、長期的に東アジアの平和と友好を築くために日本がなさねばならないことであるが、それと同時に短期的にも、膠着状態に陥っている日朝交渉をいくらかでも前に進めるためにとり得る方策としても位置づけることができるのではないだろうか。

短期的な問題としては、日朝両政府がにらみ合いを続ける状態から抜け出すための糸口として、例えば文化財の返還を行なうということは考えられないだろうか。事態打開のために食糧援助をしようとしても、拉致問題をめぐる日本世論の現状では支持を得られそうにない。しかし、平壤宣言で合意されている文化財の返還についての協議から交渉を始めるということなら、金正日政権を直接援助することにならず、日本でも大きな反対は出ないであろう。場合によっては、交渉が進まなくとも文化財の返還を先行させてよいかもしれない。日韓交渉の過程でも、条約締結以前

に一部の文化財を返還した前例がある。

日朝交渉を再開し進捗させるために、平壤宣言で協議を合意した在日朝鮮人の地位の問題や、宣言にはない歴史資料の提供についても、同様の措置がとられてよい。民族学校を一般の学校に準じて扱うなどの処遇改善は、日朝国交正常化を待たなくとも、可能であるばかりか基本的人権の尊重の観点から望ましいこと、なすべきことである。歴史資料の提供は、日本の国家と社会が過去の歴史を清算するという姿勢を示す意味から、国交交渉と切り離してでも実行すべきであろう。

これらが交渉再開の糸口になるかどうか、確実なことはもちろん言えない。しかし、日本側が日朝国交正常化に、そして歴史の清算に「誠意」をもって臨んでいることを行為で示すために考慮してよいことと思われる。文化財の返還や在日朝鮮人の処遇などの問題で日本側が前進的な措置をとるのは一方的な譲歩であり、それらの問題は交渉のカードとして残しておくべきだと主張する向きがあるかもしれない。しかし、そのような考えはまさに歴史の清算をさまたげるものと言わなければならない。

東アジアの平和に向けて

アジアに対する侵略と植民地支配という近代日本の歴史を清算することは、戦後の日本が課せられた大きな課題だったが、日本人は長い間、その課題を明確に認識し得ずに来た。その間に、日本政府がアジアの各国と結んだ条約・協定においては、歴史の清算、戦後処理という課題が軽視され、補償問題も経済協力という形にすり替えられてきたと言わざるを得ない。三〇年前の日中国交正常化の段階にいたってようやく歴史への反省が公式に表明されたが、中国側が賠償請求権を放棄したため、賠償・補償の問題は回避されることになり、多くの日本人はその課題を意識する

ことなく過ごすことになった。

植民地支配による被害、それに対する補償など戦後処理に関わる問題がメディアなどで報じられるようになった。一九八〇年代以降、過去の歴史の清算という問題への認識が広がり、最後に残された問題として日本と北朝鮮との国交正常化が注目されることになった。戦後の日本がアジアの国と人びとに対して歴史の清算をなし得る最後の機会が日朝国交正常化であるという見方は、一定の広がりをもって受け入れられたと思える。しかし、日朝平壤宣言の内容は不十分なものに終わったばかりか、合意された協議すら進んでいない。

二一世紀に入った今、前世紀から持ち越した課題にどのように取り組むか、これについて日本社会はもっと議論すべきであろう。日朝交渉の行方にばかりとらわれず、何をすることができるか、何をなすべきか、知恵をしばり力を注がねばならない。それなくして、北朝鮮ばかりでなく韓国や中国、そしてアジアの国々との和解と友好の関係は築けないからである。

日朝交渉——課題と展望

2003年1月29日 第1刷発行

2003年3月18日 第2刷発行

編者 カン サンジュン 姜尚中 みずの なおき 水野直樹 イ ジョンウォン 李鍾元

発行者 大塚信一

発行所 株式会社 岩波書店

〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5

電話 案内 03-5210-4000

<http://www.iwanami.co.jp/>

印刷・理想社 カバー印刷・NPC 製本・桂川製本

© Kang Sang jung, Naoki Mizuno and
Lee Jong Won 2003

ISBN 4-00-024217-2 Printed in Japan

Ⓜ〈日本複写権センター委託出版物〉本書の無断複写は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。本書からの複写は、日本複写権センター(03-3401-2382)の許諾を得て下さい。